

政治倫理審査会記録

令和5年11月17日

【開催日】 令和5年11月17日（金）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後1時29分～午後4時35分

【出席委員】

会長	松尾数則	副会長	岡山明
委員	白井健一郎	委員	恒松恵子
委員	中島好人	委員	古豊和恵
委員	前田浩司	委員	森山喜久

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

傍聴議員	福田勝政		
------	------	--	--

【執行部出席者】

なし

【参考人】

なし

【事務局出席者】

局長	河口修司	局次長	中村潤之介
----	------	-----	-------

【審査内容】

- 1 山田議員に対する調査請求の7項目について
- 2 その他

午後1時29分 開会

松尾数則会長 それでは、第8回山陽小野田市議会議員政治倫理審査会を開会します。本日の審査の内容は、配付してあるとおりに進めてまいりたいと思います。山田伸幸議員に対する調査請求の7項目について、審査していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。それでは、まず第1項目です。これは、前回、前々回ぐらいでしたか、勤務時間中

に勧誘、配布、集金業務を行ったことに対する聞き取りを、執行部の総務部長を呼んで行い、審査しました。そして、基本的に政治倫理審査会が立ち上がった時点で、既にここに指摘されてありますように勤務時間中の勧誘、配布、集金業務は、現在行っていないとの回答がありました。基本的に、過去にそういうことがあったらしいんですけど、現在は、既にそういうことは行われておりませんという回答は総務部長から頂いております。それを踏まえて、この第1番目の内容につきましては、取り上げる内容に該当するかどうかというような意見から始めていきたいなと思っておりますが、これはもう該当しないということであれば、のける方向でよろしいですか。

森山喜久委員 調査請求は、2023年5月26日付けで来ていますよね。3月6日、5月8日の議会運営委員会の議事録を資料として出してきており、それを踏まえて話をしてくれているので、現在、令和5年度がどうかという話を取り扱っているわけではなく、それ以前、指摘されるまでにどうだったのかを事実確認すること。ですから、その確認で、それ以降をどうするかという話で、それ以後はいいんです。この間も、山田議員なり中島議員なりが言われているように、「もう、直した」と。それは令和5年度以降の話であって、審議はそこじゃない。その以前の問題であり、そこがどうだったのかというところです。でないと、明るいまちの記載のところとか立入禁止区域のところなんか、全部そうじゃないですか。他人の土地の無断使用のところとか、議運での虚偽答弁でもそうじゃないですか。この間、何回か前にあったように、実際にこの1についてと7については、そういった事実があったと認められているのは確かということから進めてもらわないとおかしいと思います。

松尾数則会長 森山委員の意見です。そのほか、御意見はありますか。

中島好人委員 取り上げるか取り上げないかということを見ると、おかしくなるんじゃないかと思えます。1の審査の結果についてどうかというのが、

回答を書くときには、今言ったように執行部を呼び、事実確認したところ、以前はあったけれど、現在は庁舎管理規則に基づいて行われていると。もう、それでいいんじゃないかと思うんです。だから、取り上げるか取り上げんかという、おかしくなると思います。

松尾数則会長 今、中島委員が言われたように、基本的な認識は、総務部長を呼んで回答を得たので、皆さんもあると思うんですけれど、森山委員が言われるように、その過去の内容も当然いろいろ含まれているので、それも含めて、つまりあった、ないかも含めて審議したほうがいいんじゃないかというのが意見なんですよね。

中島好人委員 それはあったと言っているわけでしょう。こっちもあったと言っているわけ。そういう前提の中で、今後は、きちんと庁舎管理規則に基づいてやりますし、現にやっていると。もう解決になっている。そのことが記録として残されている。取り上げるか取り上げんかというとおかしくなる。取り上げた結果こうだったというようになるわけでしょう。違いますかね。

松尾数則会長 今のは中島委員の意見ですね。

恒松恵子委員 私もこれについては、もう現在は是正されているということで、第1号違反ということではないと思います。現在、既に是正されているということですからね。今、庁舎管理規則に基づき、立入りもされていないとの話も総務部長からありましたので、こちらについては、今までのことで判断できるんじゃないかと思います。

古豊和恵委員 このルール違反をしましたというのは、もう認めていらっしゃるわけじゃないですか。でも、そのルール違反をしたことによって、何かペナルティーがあったのかなかったのか。やりました、申し訳ありません、それで全て終わるのか。その辺りはどうも納得がいかないんです

けれど、いかがなんでしょうか。

白井健一郎委員 今の意見についてなんですけど、そもそもペナルティーっていうのは、庁舎管理規則だったら庁舎管理規則についてのものなんですよ。庁舎管理規則を破った者には、こういう処罰とか懲罰があるということですから、そのことを言うならば、懲罰規定があるかどうかを確かめないといけないと思います。

古豊和恵委員 会長にお尋ねします。これは懲罰対象になって何かペナルティーがあるのでしょうか。

松尾数則会長 私もちよっと認識が足りないので、あんまり聞いたことないですよ。基本的にはないですよ。庁舎管理規則に違反した場合の懲罰みたいな感じのものは。

中村議会事務局次長 一瞬席を外してしまっていたので申し訳ありません。市の庁舎管理規則ですか。それに議員が違反したというか、規定に触れたことで、議会としての懲罰があるかどうかという意味ですか。質問の意図はそういうことですかというお尋ねです。

松尾数則会長 議会がというわけではないと思います。

中村議会事務局次長 それが庁舎管理規則に記載してあるかという意味ですか。それは規則を見ないと分かりませんし、別の運用が執行部側に何かあるのかもしれませんが、今はちよっと分かりません。

松尾数則会長 といった状況です。

森山喜久委員 確認なんですけど、この7項目の部分でそれぞれの中が結局事実としてあったのか、なかったのかというのを確認した状況の中で一旦

済ませて、それを今度はそれらの行為として、第3条第1号違反になる
といった議論をしていくのか、それとも、1個1個進まないに進めない
のか。私のイメージは、あくまでも1から7について、あったかどうか
を確認していく。その中で、なかったのならばなかった、あったのら
ばあったと確認していくことが、まずは第一義的な部分で、その後で、
実際にそれが事実的な部分など（聴取不能）を改めて本人に聞く必要が
あるならば呼ぶという認識であったんですけど、そのまま深掘りする
かどうか、それをちょっとお聞きしていいですか。

松尾数則会長 今後の進め方に関しては非常に重要なところであるとは思いま
すけれど、森山委員の意見に対して、何かありますか。

森山喜久委員 委員会の進め方なので、会長に確認なんですけれど、あくまで
事実確認を進めていくべきではないかと。今回は、あったよねと確認し
て、2に進むのかどうか、1をまた掘り下げていくのかということです。

岡山明副会長 最初の7項目の1番目、職員の勤務時間内の勧誘、配布、集金
業務を行ったということの事実確認で、先ほどあったように、まず条例
の話をする、それは、その都度するのかという話になってしまって、
微妙な展開になると思うんです。取りあえずは、第3条の話は別に置いて
おいて、取りあえず七つを進めないと先に進まないと思うんですよ。
参考人招致するかという話になると思いますから、まずは、七つある一
つ目から——先ほど言われたように、1項目に関しては、議会運営委員
会でも、今まではあったと。その後は、書類を出して、職員の勤務時間
中にはしていないと。まずは、実際にどうかという話を進めない、証
人を呼ぶか呼ばないか、それをしないといけないだろうから、まず七つ、
先に進めましょう。その都度やると先に進みませんので、まずは事実確
認、あったかどうか、現状どうなんだと。それで問題ないんなら、それ
はそこでとばすということにしないと前に進まないと思います。

松尾数則会長 副会長からありましたように、まず、事実の有無を確認して、最終的には、それが第3条第1項に該当するか、第3条第6項に該当するか、質疑していきたいと思います。それでよろしいですか。

白井健一郎委員 私も、どうぞしてくださいという感じなんですけれども、ここで一つ分岐点があることは忘れないでください。私は、この1から7まで当てはまったとしても、これは政治倫理違反ではないから、結局、条例違反にはならないと考えていますので、ここで一つ、ポストイットを張るといふか分岐点があるということは、忘れないでください。

中村議会事務局次長 先ほどの庁舎管理規則の中で、罰則のことがありました。第8条に、「違反に対する措置命令等」ということで――例規集に出ています。ホームページといふか、ネットから出てきますので、その中には、違反した者に対してできる行為として、庁舎への立入りを拒むこととか、退去を命じることとか、何かした場合に物件を撤去させるとか、そういうのがありますけど、今回は物件ではないので、今、最初に言った二つのことが措置命令としてはあるかと思います。庁舎管理規則の第8条に、「違反に対する措置命令等」というのがあります。さっきの懲罰といふか、対する措置といふことと解釈して、これではないかという意味でお答えしました。

松尾数則会長 最初の内容の1項目につきましては、これは総務部長も呼んで、内容は既にある程度確認済みです。以前はあったが、もう今はそういうことはありませんよと。それも含めて、1はその内容で終わりにして、2、明るいまちに入りたいと思います。「明るいまち」による個人の中傷、プライバシー侵害、事実確認です。

岡山明副会長 少し確認します。1の1は問題ないということで皆さん了承してもらっていいですか。これは事実としてあると。それで4月以降はないと。総務部長の話も済んだということで、今の状況では問題ないと。

松尾数則会長 問題があるかないかは分かりませんが。

森山喜久委員 あるという行為は、一応確認された。ただ、議員としての品位を疑われることになったとか、そういった内容を含めてやっていくのは、第3条第1号に照らし合わせてどうなのかという話だと思います。事実としてはあったので、次に進めていっていいと思います。

松尾数則会長 そういう流れでいきたいと思います。今度は、明るいまちのほうで、個人の中傷とかプライバシー侵害、事実確認のない記載事項については、30項目のうち17項目ぐらいまでが入るはずですが、内容的には、まず、樋口氏からの公開質問状において取材していない状態で記事を記載したことを認めている。これは樋口さんの話ですからね。謝罪も訂正も出ていないという内容で来ています。ただ、こういう誹謗中傷があったのは、樋口さんがそう言っているからあったんでしょう、きっと。

恒松恵子委員 私も「明るいまち」を見せていただきましたが、たしかに見るに耐えない記事がたくさん出ておったと認識しております。これについては、やはり、明るいまちの編集責任者でないと分からないこともありますから、もう少し皆さんの御意見を聞きたいです。私が見てないだけかもしれませんが、謝罪も訂正まだ確認しておりませんし、本当にプライバシーのことがたくさん記載してありましたので、これについては、ちょっと同じ議員として、同僚議員をここまで中傷できるのかどうかと疑問に思っております。

古豊和恵委員 私も同感です。取材しないで、よく記事が書けるなど。私の中ではとても不思議で、それも、親しい人に文を送るわけではなくて、たくさんの市民の方に、不特定多数の方に配布している「明るいまち」ですから、きちんと記事を書くには、必ず確認してから書くという責任があると思うんですね。その責任を果たさずして、記事を書いたのは、い

かがなものなんでしょう。その辺りを責任者に聞いてみたいです。

松尾数則会長 これはやっぱり、本人に聞かないと分からないね。もうこれ中島さんのことではないからね。

中島好人委員 明るいまちは山陽小野田市市会議員団として発行しているわけですね。団長は私ですから、責任者は私です。だから、結局、全部この「明るいまち」の項目について、あったと。そして、あったとしてそれが何なのか。だから、政治倫理審査会では、「明るいまち」は編集が気に入らないと。議員団が発行するニュースを議会がチェックして、どうのこうのという権限が、そもそも議会にあるのか。これはいわゆる政党の政治活動であって、問題があれば、当事者同士で、「これは違うよ」と解決していくわけで、議会が関与する問題ではない。だから、この2番は全部あったとしても、何の問題があるのかということです。

古豊和恵委員 では、取材しないで書いたことに、議員団として責任を感じていないということですね。

中島好人委員 取材しようがすまいが——それは、取材したらより正確だろうし、取材しないところの人の問題で、これは事実と違うじゃないかといっても、当事者同士の関係でしょう。そこまで、取材したかしないかを議会で今後もチェックしていくんですか。そう思って発行したのについて、事実関係を調べて書いたかどうかを議会が今後調査していくんですか。あなたが言っているのは、そうなるよ。

古豊和恵委員 チェック機能は、全市民が持っていると思うんです。議員だからじゃなくて、やはり間違った記事を載せたときに、本人同士が、「間違っていたよ。これ、訂正してね」では済まないと思うんですよ。あの人はバツですよというニュースをたくさんの方が目にしているわけです。でも、その影で、「ごめんね、間違っていた。ごめんね、謝るよ」で済

むものじゃないと思うんです。きちんと訂正記事を書いて、「共産党議員団は間違った記事を書いていました、申し訳ございません」と、そこまでして、謝ったことになると思います。個人同士が陰で謝って何とかなる問題ではないと思いますよ。

白井健一郎委員 ということは、訂正記事、謝罪記事を書けば、特に政治倫理違反として条例で裁かれることはないということですよね。

古豊和恵委員 それは別です。やはり載せられた本人のことを第一に考えるべきだと思うんですね。例えば、白の人が黒ですよと、このたびも、チケットを転売しましたというのを写真入りで出されましたとテレビでやっていましたけれども、その人は全くの白だったのに、そうして載せられました。一度載せられた者は、目にしたたくさんの方はもう認識してしまうわけです。それをやはり本人にどのようにしてわびるのか、その人の心の傷をどうするのかは、やはり載せた人の責任があるんじゃないでしょうか。

中島好人委員 それはそれで、あるかもしれないけど、それをああしなさい、こうしなさいと、議会でそういう方向性まで示すんですか。だから、議会がするのは議会内の活動で、個人のモラルとか、議会外でああした、こうしたとか、そういうところまで入り込んで、個人モラルまで入り込んで、それはおかしいじゃないか、この文章が違うからおかしいんじゃないか、訂正しろとか、訂正するのはおかしいとか、議会でそんなことをやるわけですか。根本的におかしかろう。どうですか。

古豊和恵委員 やはり、私はその前に、先ほどからモラル、モラルと何度もおっしゃいましたけれど、議員としてのやはりモラルは守るべきだと思うんですね。議員として、きちんと調査して、これは確実な事実であると。そして載せるのであれば、まだ問題なかったのかなと思うんです。でも、何も調査もしない状態で、そのまま載せてしまうというのは議員として

いかななものかなと思います。

前田浩司委員 前回、被審査議員から回答いただいた中の⑤の中に、議員団ニュースの「明るいまち」の記事内容については、不適當な記事があった場合は、当事者より申出を受け、必要な措置を講じるものであることを申し添えます。今回のこの2の項目というのが一番多くて、調査請求者の方については、やはり誹謗中傷もしくはプライバシーの侵害、いわゆる事実確認のない記事の掲載といったものを載せることについてはどうなのかというような問いかけがありました。先ほど、中島委員から「政治活動については触れるべきものではない」ということはよく分かるんですけれども、やはり、古豊委員が言っているように、議員としてのやはり人間性というか品位というものについては、何らかの形の結果をこの委員会の中でお示しをする必要性があるのではないかなというところで、やはり感情論にならないように冷静に審議を進めていただきたいと思います。

中島好人委員 より良いものをつくっていくのは、議員団としての今後の課題としていろいろあるわけだけでも、しかし、こうしますとか、ああしますという確約をするものではなくて、当然僕らとしても、いいものをつくっていきましょう。ただ、そういうのが欠けていた部分もあるわけで、だけど、それは今後の糧にして、より良いものをつくっていきましょうというところの判断で、ここがああしろ、こうしろということを決めるものじゃない。そうでしょう。一つの政党機関紙を、ああじゃない、こうじゃないと——よっぽど政治判断を誤らせるとか、そういう内容であれば、当事者との関係の中で対応すべき問題であって、議会から指示するような中身をここで決めてもいいのかと。それは、そういうのがあったことに対して、反省点はあるかもしれないが、それはそれだけの話、今後気を付けるだけの話で、それをこうします、ああしますってここでやるべき問題ではないと思います。

岡山明副会長 今、検討しているのが、認定ですよ。事実があったかどうか。今お話ししたように、ここで山田議員から、政倫審への出席要請についてということで、前田議員からあったように⑤の部分、明るいまちの記事内容については、不適當な記事があった場合には、当事者より申出を受け、必要な措置を講ずるものである。これを申し添えますと書いてあるんですよ。樋口参考人から話が出たときは、その話を聞いていなかったの、実際どうなんだということで、その辺の審議を今回しているんです。それは山田議員の話であって、片や樋口参考人からの話も出ていますから、どっちがどうなんだというときに、山田議員から、確認したらどうかという状況にもなる。今言われたのは、共産党側の山田議員と中島委員の話であって、樋口さんの話も私は聞いていますので、そういう判断で山田議員を呼ぶか呼ばないかになると思いますよ。

中島好人委員 これは、今後の自分たちがつくる上の中で、申出があったときには対応していこうという内容になっているわけで、申出自体は山田じゃなくて明るいまちに関してであって、これは共同作品だから、全部中島に責任があるという話です。それをわざわざ呼んでということの意味がどこにあるか分からん。山田を呼ばなくてはいけないという意味が分からん。

森山喜久委員 基本、虚偽答弁だから言っているんですよ。3月もそうですし、この文章もそうだから、それを言っているんです。先ほど言いましたよね、指摘されたら当事者同士で解決と。3月に指摘しましたよね。いまだに訂正記事が出ていない。謝罪もない。説明もない。その事実はどうお考えですか。

中島好人委員 だから、どうしろと言うんですか。だから、当事者は、けしからんと言って、それは何らかの手段をもって再度来ればいいわけ。それで、議会が言っても、やらんのはどういうわけか。けしからんと。議会が、そういうのを要請するわけですか。問題は、当事者の中で、けしか

らんと訴えられたのがあるわけ。今後、それを議会が取り上げて、言ったのにやらないのはけしからんというようにしていくわけですか。議会が議員の活動をチェックしながら活動していくわけですか。議会と議員というのは、やはり政治活動について憲法に基づいて、自由に活動しているんじゃないかと思うんですよね。

岡山明副会長 ちょっと申し訳ない。今、方向性が外れているんですけど、当事者から申出を受けたら必要な措置を講ずると、山田議員が書いているんですよ、中島委員じゃなくて。その措置を講じていないから、もう一度、山田議員に、どうですかと。森山議員が言われたように、措置を講じていらっしゃるかを聞かないと、実際はどうかという認定ができないのではないかという話にもなると思うんですよ。

中島好人委員 だから、それをしていないということについては事実だけど、それに対してどうなのか、けしからんというわけですか。呼んで事実確認をやると言って、やっていないじゃないか。それがどうなのか。それは私にも関わってくる問題じゃないですか。そうでしょ。明るいまちは共同作品だから。(発言する者あり)呼出しが山田だからね。

松尾数則会長 樋口さんが言われている内容は、全て……

中島好人委員 だから、基本的に全部あったでいいって。事実確認しなくても。あったか、なかったかって聞くんなら、あったでええって言っているんです。それだけの話です。事実関係を調べるなら、あったんです。(「だから、講じたかどうかを聞かないといけないでしょう。山田議員が出したんでしょ。中島委員が出したわけじゃないんだから」と呼ぶ者あり)講じると言ったけれども、やってなかったのかと言われたら、そうですというだけの話と言っているんです。

森山喜久委員 あくまで2番で言えば、今回、個人の分で言ったら樋口さん、

そして高松議長、私の関係の記事は、結局本人に取材して確認をせずに書いたということ、そして、それに対して訂正の関係の話については、今まで行われていないということは事実ということで、よろしいでしょうか。（「すみません、もう一回」と呼ぶ者あり）2番の部分で、明るいまちによる個人の誹謗中傷、プライバシーの侵害、事実確認のない記事の掲載で、樋口氏、そして高松議長、そして森山に対して、虚偽記載を含めた中で、本人に取材をしていない状態で記事を掲載したという事実は認めるということでよろしいのかということ、それらに対して、謝罪も訂正も紙面的には今まで行われていないということも事実として間違いないということでよろしいでしょうか。

中島好人委員 はい、そうです。

松尾数則会長 認められたと。ただ、もう一度確認したいんだけど、森山委員に謝罪や訂正は全然なかったんですね。（「はい」と呼ぶ者あり）今、中島委員からもそういう話がありましたし、最終的には、実際に呼んでから聞かないといけないところがあるかもしれませんが、明るいまちによる個人の誹謗中傷、プライバシーの侵害、事実確認のない記事の掲載ということについては、今、ある程度確認ができたという認識でおるんですが、それでよろしいですね。（うなづく者あり）次に行きます。立入禁止区域内への許可なき立入りにつきまして、教育委員会、また他人の土地に入って広報活動をされたといった内容についてです。

白井健一郎委員 3番は、立入禁止区域内ということで、これは庁舎の話ですね。そうですね。1番は先ほど皆さん混同があったと思うんですけど、勤務時間中の話ですね。4番目は権限がある土地の云々ですね。分かりました。

松尾数則会長 これは確認ですから。3番、庁舎内の話は、基本的には執行部を呼んで済んでいますので、いいですよ。ごめんなさい、4番と勘違

いしまして、これは他人の土地の無断使用ということで、4番目の内容になりますね。3番は、基本的には、あったけど今はないという認識です。4番の他人の土地の無断使用は、選挙活動なり、そういった内容の話です。

森山喜久委員 他人の土地の無断使用については、認めるということによろしいですかね。

松尾数則会長 街宣です。

中島好人委員 街宣していたということは、許可を取ることはあまりしていませんね。5、6分程度のところはいちいちしないですよ。しかし、例えば、30分ぐらいやるときは、許可を取っています。大手スーパーの駐車場を借りてやりたいというようなときは許可を取りますけれども、このこと自体、あそこで街宣しよったとか、あそこで何かをしよったとか、そんなことをいちいち対象にすること自体がどうなのかと。

松尾数則会長 それは別の話ですけど。

中島好人委員 いやいや同じことだね。

松尾数則会長 事実があったかどうかを確認しているんです。

中島好人委員 区域内で街宣していたら、けしからんという話でしょう。そういうことを議会がチェックするのか。事実確認なら、あったでいいですよ。そういうことで来ているんだから。それを議会がチェックしていいのかどうか。おかしい話やろう。

森山喜久委員 1番と3番とで性格が少し異なるかもしれないですけど、今はどうなんですか。ですから1番と3番は、3月までは行っていました。

4月以降は許可を取ってやっていたとありますが、4、他人の土地の無断使用については、それまではしていたとして、では、今はどうなんでしょうか。

中島好人委員 これは、そこの特定のことなんですか。特定のところは、今は街宣していない。こういう問題は、許可を取っているか取っていないかを議会がチェックするもんじゃなくて、所有者と当事者との関係であって、許可がなくても、公道でもどこでもやってもいい場所においても、ちょっとうるさい、子供が寝ているからやめてもらえないだろうかと言われたら、そうですとなるし、当事者の所有地であったら、あそこは所有地だからとか、すいませんとか、それは当事者との関係であって、許可を取ったのか取ってないのかということに議会が関与すべき問題ではない、対象にするものではないと思います。

岡山明副会長 今の発言は少し異常だと思ったんですけど、他人の土地でも、2、3分なら、5分なら、勝手に使っていいという表現になりますよ。共産党はそれでいいのかという話になりますよ。その発言はおかしいでしょう。

白井健一郎委員 中島委員は当事者同士で、言ってみれば民事的に解決しようと言っているので、いちいち刑事的な罰、例えば、それこそ、かなりの時間があれば不退去罪とかありますが、それに達するならともかく、無断使用といっても、数分間の街宣が果たしてそこまでの問題なのかということ言われているので、そのことについては私も賛成です。

前田浩司委員 これから、しっかり対応するということでは、認識しているんですけども、やはりこれまでの被審査議員の答弁の中で、3月6日には、政治活動の自由をこの場で取り上げること自体問題であると言われ、今日、ずっと言われている政治活動を政治倫理審査会の議題に上げることと結びつくんですけども、その中で、許可を求められる場所では、

許可を申請すると。では、どういったときに許可を求められ、こういうケースがあったのかなとか、細かいことを言ってもしょうがないので、要は調査請求者の方については、いずれにしろ、さっき岡山委員が言ったように、やっぱり人間性の問題で、他人の土地を使うときには、まずはルールとしては、そこの所有者に許可を得てするのが筋じゃないかと。ただし当然、そういうことが言えないケースもあるかもしれないけれども、これから先は多分その辺のルールをしっかりと守っていただけると認識しておるんですけれども、調査請求者が持ってこられた前後時点では、そういったことが目に余ることが多かったので、注意してくださいよという趣旨だと認識しておるんですけど、いかがでしょうか。

中島好人委員 目に余るという話じゃなくて、教育委員会の土地でやっていたという話で、教育委員会に許可を取ったのかどうかは、取っていなかった。今まで何十年もそこでやっていて、いきなりそういうのが出て、今後そこでやるときには、そういうものがあつたら、教育委員会についてはそうだろうけども、そういうことが、あろうとなかろうと、そこまでこの議会が許可を得たのかどうか、許可を受けていない、けしからんということを議会がチェックすべき問題なのか。政治活動でいちいち土地の持ち主を調べて、あそこの持ち主に行って、「お宅に許可を取ったんですか、取っていませんか」とか「中島があそこで街宣していましたが、許可を取りましたか、取っていなかったですか」とか、そんなことまでやるんですか。今後、議会の議員としてのモラルだったら、政治活動、街宣活動、憲法で保障されたそういった活動について、この議会が、そこの所有者に許可を取らずに街宣していたというようなことまで、今後チェックしていくわけですか。

白井健一郎委員 4番はもう少し細かい事実まで見ないと分からないと思うんですよね。私も分からないところです。要するに、例えば、他人の土地であっても、その建物が建っていて現住していたのかどうかとか、果たして現住している人たちが生活を脅かされるぐらいの音量で、一定時間

かなり長くやったとか、そういうことを見ないと分からないんですけど、その点、どうなんでしょうか。

中島好人委員 誰であろうと、賛同を得るために街頭に出て訴えをしている。私の主張はこうだ、どうでしょうかと。反感を持たれるような行為はしたくないですね。音が大きければ、少し小さくしようと好感を持たれるように行動し、支持を広げるために、行動しているわけですから、基本的にはそれを蹴散らすような行動はしません。

岡山明副会長 10月20日に議会運営委員会をやったんですけど、そのとき山田議員からは、今の土地所有者の許可を得るなりの適切な対応を心がけていきますという発言をされていますよね。今後もそういう方向性で進めるという状況で、今まではたしかにそういうことがあったかもしれないけれど、今後は適切に対応していくということでもいいですか。山田議員の答えとして。山田議員と中島委員で話が違うと、それこそ呼ばないといけないとなりますよ。

中島好人委員 さっきも言ったように、所有者も周りの人たちも含め、僕らの主張を訴えるためにやっていて、賛同してもらうために街宣しているわけで、それをはね返すような行動をしないと、もし、そういう指摘があれば、当然きちんとそれに応えるようにします。そうでしょう。おまえおかしいとなったら、そこでやるわけないでしょう。

古豊和恵委員 先ほど中島委員は、5分、10分だったらいちいち許可を取らんよと言われてきたけれども、やはり、一市民であれば、例えば、私なんかでも、すぐ家の前でされていたら、自分の主義主張と違うことを話されているな、違うなと思っても、やはりなかなか言えないと思うんですよ。そこで「わあっ」とお話しされていたら、それは町の中でされているのとまた少し違うと思うんですけれども、そのときに一市民として、誰に相談するのかというと、やはり、一番近くの議員に相談するのでは

ないかなと思うんですね。やはり、その辺は理解していただきたいなと思います。「議員が」「議員が」と言われるけども、やはり一番近いのが身近な議員だと思うんですね。だから、こうしていろいろ議論しているわけです。ですから、きちんとその辺は、「やった」とか、「いや、それがどうした」とかじゃなくて、それをきちんと最後まで答えていただければと思います。

中島好人委員 5分程度だからいいとは基本的には思っていないです。そんな言い方はしていませんけれども、基本的には、全ての人に共感を持ってもらえるように訴えているわけですから、議員だからとか、そういう感覚は一つもないです。僕らは政治活動をやっているわけですから、憲法で保障された政治活動、街宣に出て訴えるけれど、たまたま人の土地だったとか、そういうのは、当然ながらあるかもしれんけれど、一々議会が「あなたは所有者の許可を得ずに街宣していたじゃないか」とチェックすることなのかということなんです。それはあくまで、その所有者と街宣する当事者の中での話であって、それを議会がどうこうというのは、議員がそれぞれ活動するのに、議会が自分の首を締めていっていいのか、ある意味自由な政治活動を規制していいのかということなんです。

古豊和恵委員 いや、そういう意味ではなくて、やはり、声を上げられない市民がいらっしゃると思うんですね。そういう方たち一人一人の声を吸い上げるのが議員だと思っています。だから一人一人の声を吸い上げて、このたび大きな声になったわけですから、別に議員が一々あそこでやった、ここでやったって一々全部調べられるわけもなく、市民の方から、こういうところでやっていただけれどという声が上がったから、議員も分かるわけですから、その辺は誤解されないようにと思います。

中島好人委員 僕らは、声なき声をどれだけ拾うかというのは政治生命として持っています。だから、言えない人たちの声をどれだけつかんで、それ

をどう表現していくか。例えば、議会の一般質問であったり、街頭宣伝であったりというところで、言えない人の声を発揮しているわけですから、古豊議員が何を僕に言いたいのか。「あなたは、市民の声を言えない人の気持ちが分からないのですか」と僕に言いたいわけですか。そう聞こえたものですから。

松尾数則会長 4、他人の土地の無断使用につきまして、中島委員から、1番と違って、これはまだいまだにやっているというような解釈でよろしいわけですね。事実確認だけですよ。

中島好人委員 何回も言うけども、そういう人も含めて支持を得るためにやっているわけですから、蹴散らすつもりは一つもありません。いちいち事実確認する必要、ここでチェックする必要があるのかということです。今後きちんと許可を取ってやりますか、やりませんかという話で、ここでルールを決めようとしているわけでしょう。事実はあったと言っています。今後はしないと確約しろという話ですか。今後について、きちんと許可を取ってやりなさいとここで決めるわけですか。そんなことをここで決める権限があるんですか。事実確認なら、あったでいいです。

松尾数則会長 ここで、35分まで休憩します。次、議会運営委員会での協議答弁という結構大事な内容ですので、35分まで休憩します。

午後2時26分 休憩

午後2時36分 再開

松尾数則会長 それでは、休憩を解きまして、審査を続行します。次は、5番目の内容です。議会運営委員会での虚偽答弁について審査していきたいと思えます。この内容は、「森山議員から初めて抗議が来た」といった虚偽答弁があったと。事実確認ができないことをそこに書くことは基本

的にはないと。できる限り協議しているとの虚偽答弁、いろんな形の虚偽答弁の内容の話ですね。この辺の内容で何か意見があったら聞きますが、事実確認としてあったかどうかといった内容です。

恒松恵子委員 たしかに議会運営委員会の議事録がありますので、議事録と前後、今まで1番から7番の審査の中で、確かに話が違うというのは虚偽答弁かなと思いますけれども、内容についてうっかりであるとか、思い違いであるとか、それぞれ認識がありますので、事実確認としてはあったと思います。内容について、また後ほどの審査で皆様に聞きたいと思っています。

松尾数則会長 これは本人もいらっしゃいますし、今日初めて対処すると言ったら何もしていないといった内容は、もう随分前から聞いていますからね。それは虚偽じゃないかといった内容で、これは23番にある、できる限り事実に基づいた記事を書こうと努力しているという内容は、また違うかなと思いますけど、立入禁止の分は、既にある意味結論が出ていますので、これに関して、中島委員から何か意見はありますか。

中島好人委員 一応、この議事録で確認されているのは、これはあったということになると思いますけれども、今までのように、基本的に、例えば、明るいまちの掲載に関わっての問題とか、これが議案における審議や議会運営上の問題に関わった意図的な問題ではないわけですよ。だから、その辺のところは、たとえ本位ではなくても、そういうのはあったから、先ほどと同じように、だからどうなのか、議会で今後チェックなりをしていくのかどうか。市民に関わる、議案に関わる、議会の運営に関わる重要な問題として虚偽答弁が関連あるのかと考えると、これについても、議会がチェックしないといけない問題ではないと考えております。

松尾数則会長 中島委員の意見でしたけれども、議会運営委員会の中での虚偽答弁に関して、どなたか意見はありますか。事実認定については、中島

委員も認めていらっしゃると思いますので、よろしいですか。それでは、6番に入ります。議会運営委員会での法令遵守意識の欠如についてです。26番は、今までは、そういう活動をされてきたということで、結果も出ていますが、28、29番は個人の私有地の話も入っているんですね。6番の26、27番の内容については、過去の議論の中で、ある意味以前は出たが、今はという……

古豊和恵委員 この26番は、何ら法に触れるものではないと今も思っているんじゃないですか。

恒松恵子委員 先ほどの街頭宣伝の場所も含めてつながると思うんですけども、議事録には確かに残っております。意図的であるとか思い違いであるとかということは、また今後の審査ですということで、議事録がある以上、事実はあったのではないかと思っております。

松尾数則会長 そういう認識で、中島委員、いいですよ。事実ということで。
(うなづく者あり)

岡山明副会長 26番に関しては、勧誘活動を行っているが、何ら法に触れるものではないと発言されて、庁舎管理規則があるということは本人も自覚しておるが、法に触れるようなものじゃないから関係ないと。法令遵守の意識が欠如していると樋口さんから出ているんですね。それは認めるということですよ。

中島好人委員 最初にあるように、そういう過程があったけれども、1で審議されているでしょう。自分らとしては、こういう法に触れるものではないと思っていたとか、特別地方公務員だからと思っていたけれども、やはりそれは正して、庁舎管理規則に基づいて今はやっている。だから、1に関連しているわけです。そのときに、ああ言った、こう言ったって言って、そこを取り上げてみたって何の意味もない。あのときはこうや

ったけども、今は庁舎管理規則に基づいてやっていますよと。だから、1で解決済みです。

岡山明副会長 それで先ほどに戻りますけど、今年の4月以前はそういう状況であったけれど、4月以降はそうじゃないと。4月までは、そういう事実は認め、4月以降はきちんと規則にのっとっているという解釈ですね。

古豊和恵委員 では、購読を勧める場合には、少し出てきていただいて……それはなしですか。

中島好人委員 違います。昼休みです。休憩時間です。出るのではありません。それは、庁舎管理規則にそういうのはないです。庁舎管理規則については、昼休みや時間外に行うこととなっていますから、ちょっとおいでというのは、ありません。

松尾数則会長 ということで、皆さんそういう認識でおってください。

森山喜久委員 今は、一定程度是正されたかもしれませんが、当時でいえば、法令遵守意識が欠如していた面もあったと認めるんですか。

中島好人委員 はい、そういうことです。

松尾数則会長 皆さん、よろしいですか。（うなづく者あり）それでは、次は第3条第6号の違反についてです。この件も最初にやった内容と同じ内容と考えていいのかな。

中島好人委員 この問題については、執行部を呼んだときに、全部答えた内容になっています。ですから、やっぱり圧力を感じるか感じないかはそれぞれの違いがあって、何人かはいたということも事実としてあったわけですけど、そういうのも含めて、さっきあったように、昼休みなどの

休憩時間に行くなど、規則に基づいて行っているとなります。1と関連して、今は規則に基づいて行っているということですから、当然昼休みに行動しています。

森山喜久委員 4月以降は、昼休みや時間外にやっていると。それ以前は、時間中でも声をかけていたということですか。

中島好人委員 はい、そのとおりです。

森山喜久委員 ここに書いてあるのは職務執行中に、要は仕事をしているときに声をかけて、その職務を妨げたのではないかとあったんですけど、その辺の認識や度合いはどうだったか分かりますか。

中島好人委員 時間的には、ほんの数分で、例えば、どうですか、そうですかで終わるわけです。職務を妨害したという感覚は、それほどありませんでした。しかし、こうやって調査した結果がそうなるなら、庁舎管理規則に基づいて、今後はきちんとやっていこうということで、現在、規則に基づいて行っている。以前は、仕事を妨害しているという意識を持ったことは、そもそもありませんでした。

森山喜久委員 これが、先ほど中島委員が読んでいるときに、松尾会長が当たったときに、「読んでおけ」みたいな感じで、自分が考え事をしたり読み込みをしたりしている間に声をかけられて集中が途切れたので、職務を妨げられたんじゃないかという趣旨だったと思うんですよ。そこまで、大きさに考えてなくて、数分だからいいだろうと認識されていて、そこまで、妨害してやろうとは思ってないけど、ちょっと声をかけてしまったという事実でよろしいですか。

中島好人委員 おおむねそういうことです。別にそういう意識とか、このぐらいの時間だからとかそういうことも考えずに、ごく自然に優しく、きれ

いに楽しくという雰囲気で行っておりますので、妨害したとか、5分前だからええわとか、そんな意識はありませんけども、やはりそういう声が上がってきた以上は、それに基づいて、やるべきところは正してやるというのが私どもの姿勢です。

古豊和恵委員 明るいまちについて、毎日どのぐらいの方たちを勧誘してというようなノルマがあるんですか。

中島好人委員 そこまで言う必要はないんですけども、全くありません。

古豊和恵委員 勧誘するのは、例えば、新聞なんかでも取ってもらおうと思うと、新聞のある程度の内容などを話したり、雑談したり、そして、それから、こういう新聞があるんですけど、どうですかみたいにするのがよくある形で、突然「この新聞取ってください」という話にはならないと思うんですよね。「共産党です、これです」ということはないと思うんですけど、やはり御本人が思っていらっしゃる以上に、時間はかかっているのではないかなと思うんです。我々から見ても、市の職員の方は一生懸命に仕事をして、いろんな雑用に追われていらっしゃるところに声をかけていいものか悪いものか悩むんですけども、そういうこともなしに、そのまま入って声をかけられたのかなあとも思うんですね。そのときに、入ってこられたときに、やはり話を止めて、もし大事な書類があったときには、それは地位にもよるでしょうけど、難しい問題になってくるでしょうし、「いや、待ってください。今は大事なんで入らないでください」とも言えないでしょう。その辺りを考えたことがあるのかなかったのかをお聞かせください。

中島好人委員 勧誘について御教示いただきましてありがたいんですけども、本来、私どもは紙面にもものすごく自信を持っていて、これは非常に市の仕事を進める上で役立つ記事もたくさんあるわけですよね。ですから、業務に役立つ内容として自負を持って発行し、全国で広がってきている

わけですけれども、そこまでは、やはり時間を妨げてはいけないという意識があるんで、記事の内容まで丁寧に言ったことはありません。どうですか、みたいな話ですけれども、本来なら古豊委員のところに行って、記事の内容をきちんと説明して、「これはいい新聞ですから、ぜひ」と言いたいところですけども、残念ながら時間をそれほど取らせないようにしています。

古豊和恵委員 揚げ足を取って申し訳ないんですけど、お話の中に紙面に自信を持って書いて進めていますと言われましたけれども、自信を持って進めているのであれば、取材をしていない状態の記事を書いて（発言する者あり）全く別ですか。私、赤旗の話かと思いました。全部一緒かな。

中島好人委員 今、勘違いされていて、私どもが政党として発行している赤旗新聞のことです。これに自信を持っていて、購読を進めていると。しかし、それも業務に役立つと思っておりますので、先ほど言われたように中身の説明まではしていません。あまりにも時間を取る話はしていません。しかし、なぜ、勧誘の仕方まで議会でしなくてはいけないのか。なぜ、そこまで答えないといけないのか。自分で自分が情けなくなっているところです。これ以上、こういうばかみたいな質問をしないでください。

恒松恵子委員 前回、総務部長にお話を聞いたとおり、今年の4月以降はなかったということですから、それ以前は事実があったと確認していただければと思います。

中島好人委員 確認してくれということでしたので言います。ありました。

松尾数則会長 それでは、今までずっと話し合ってきたんですけど、七つの項目について、基本的にはそういう事実があったということで、中島委員、いいんですよね。これだけは違うよとかはないですか。

中島好人委員 はい、いいですよ。

松尾数則会長 そういった事実の確認ができたということで、内容が政治倫理条例に違反するかどうかも含めて、次回は話を煮詰めたなと思っていきますし、それに委員を呼ばないといけない内容があれば話はまた別ですけど、次回は、基本的には今の事実内容を確認して、その内容が政治倫理基準に適合するかどうかをきちんと審査していきたいと思っています。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、暫時休憩。5分から開始します。

午後 2 時 5 9 分 休憩

午後 3 時 1 0 分 再開

松尾数則会長 休憩を解きまして、審査を続行します。事実確認が終わりました。これを踏まえて、政治倫理条例の第 3 条第 1 号「市民全体の代表者として、その品位と名誉を保持し、その職務に関して疑惑を持たれる行為をしないこと」、第 6 号「市職員の公正な職務執行を妨げ、または当該職員の権限もしくは地位による影響力を不正に行使するように働きかけないこと」に該当するかどうかをこれからの審査の内容にしたいと思います。中島委員からは、全然該当しないとといった話も出ています。

白井健一郎委員 政治倫理条例第 3 条第 1 号と第 6 号が問題になっていますけれども、この条文は不明確な点が多いんですね。「品位と名誉を保持し」とか、「疑惑を持たれる行為をしないこと」とか、ほかにもあると思いますけれども、どういうふうにして、この条例に当てはまるかどうかを判断するかといった場合、まずやっぱり限定的に考えなければいけないというのはあると思います。あやふやに拡大解釈をしていくのは、罰則規定としては問題だろうと思います。政治倫理条例というのは政治倫

理を問題として、罰則も決まっているということから、政治倫理は何なのかということが問題になりますけれども、私が考えるに政治倫理というのは、例えば、賄賂罪、それからセクハラ、パワハラのように、明らかに議員としてふさわしくない行為が該当すると思います。今まで検討してきた1番から7番は、どれも当てはまらないと考えています。

松尾数則会長　そういう意見はもちろんあります。それに対して、いろいろな内容で、こういう指摘もあるわけですから、それを例えば、今日これから行うのか、それとも少し日にちがたってからにするのか。

中島好人委員　白井委員の発言に関連して、政治倫理とは何かというところでは、やっぱり議員が職権を利用して利益を得る行為があってはならないということだろうと思います。何ら個人的な利益を得た問題ではないと判断します。

古豊和恵委員　今、職権を利用した利益と言われましたけれども、共産党として、自分は議員なんだということで、直接職員たちを勧誘したのは利益になるんじゃないんでしょうか。例えば、ほかの一般市民の方たちが中に入るわけではなく、皆さんが入ったらいけないというのも、もう何年も前から分かっているのに、あえて自分は議員なんだよという立場を利用して中に入って勧誘した、要は集金をした、お金が動いたということは、やはり利益につながるのではないかなと思います。いかがでしょうか。

中島好人委員　個人的な利益は一つもありません、

白井健一郎委員　先ほどの意見に付け加えるんですけれども、私、前回も言いました。せつかく、これだけの資源を投入して、政治倫理審査会をやってきたんだから、何かこの先、いい意味での影響を議会に与えなくてはいけないと思うんですよね。それが、この事例では全く感じられない

んですよ。例えば、先ほど申し上げた賄賂罪だったら、もうこれからそういう悪いことはやめようとか、セクハラやパワハラだったら、こういう基準以上のものはやっちゃいけないとか、そういうのが出てくるんだけど、今回はあまりにもケースが違う。本来的に政治倫理条例違反で扱うケースではないと考えます。

岡山明副会長 政治倫理3原則というのがあるんですが、政治家が宣言する政治倫理の基本指針の中に、そういう政治倫理3原則で、もう一つ下に政治倫理を担保する行為規範の3原則、皆さん言われなくても分かると思うんですけど、これを見たらやっぱり厳しい状況です、今回の問題となると。政治倫理3原則という言葉があるんですけど、第1原則というのが、政治倫理とは、抽象的な訓戒でも一般的な倫理の確認でもない。政治倫理は、政治家の行動を具体的に規則する規範である。政治家という政治を遂行する上で尊厳すべき政治家の職業倫理であるという話ですね。政治家の職業倫理としての政治倫理はということで、政治家としての仕事ですよ。以下は衆議院の話なんですけど、政治家という仕事は、権力を扱い、国の方針を決め、法律をつくる。公的支出の配分を決める、予算を執行できる、そういった1点を源泉として導き出す必要があります。基本的な政治倫理3原則です。これは、一つ目、政治家として職務遂行の独立と公正を損なうような行為、または政治家の地位、私的な利益追求を利用するような行為は、これを禁じますという大きな政治倫理を担保する行動規範、この3原則の頭にこういう部分が明確に書かれているんですよ。今回の樋口申請者から出た話で、これは実際に該当するかどうかという話になると、どうなんだという疑問が非常に出てくるんですよ。やはり今回、政治倫理の基本原則を理解して前に進まないと、感情論で走ると問題があるということで、最終的には政治倫理に関するこれらの原則を確立する際に、特に重要なことは政治家の私的立場、また公的立場を峻別し、厳重に明確に区別すると、政治家という批判、地位や立場を利用した私的な利益の追求を許さない姿勢で、しっかり明確にきなさいということが最終的に書かれている。政治倫理審査会

の基本的な考えがやっぱりある程度必要と思っています。政治倫理に関するこれらの原則を確立するのに特に重要なことは、政治家の私的立場と公的立場を峻別し、政治家という地位や立場を利用した私的な利益の追求を許さないという姿勢で進みなさいという状況です。これを基本ベースにおいて、話を進めないとどうかなという感じがあるものですから、道徳的かどうかは関係ないと。そうじゃなくて、もうワンランク上の政治家としての考え方、規範をきちんと持って、政治倫理審査会を前に進めなさいという話と思うんですけど。

中島好人委員 先ほど古豊委員の発言の中で、新聞の購読を進めること自体が職権を利用したみたいな話に何か聞き取れたんですけども、藤田市長は、議長宛てに通知を出しているんです。藤田市長はこう言っているんです。「政党機関紙購読の勧誘、配達及び集金に関わる行為そのものについて、規制を求めるものではない」と。見せましょうか。そういう規制をすること自体が法律違反になるわけです。ですから、活動は自由だけれども、一定の配慮をしてくださいよということなんです。だから、昼休みや時間外に対処しているわけです。

森山喜久委員 今の市長名で議長名に出された文書で、配慮という話もあったんですけど、全文を見たら、そこのニュアンスは少し違うんじゃないかなと記憶しています。今は書類を持っていなくて、申し訳ないんですけど、その書類を見せてもらえると嬉しいです。

中島好人委員 アンケートした結果なので、僕は古豊委員の発言の関連で言うただけで、何か聞きたいことがあったらあれやけど、購読自体が職権を利用したじゃないかという話があったので、そこを答えただけです。全文については、配慮をお願いしますという話でした。アンケートの結果ですから。

松尾数則会長 全文はもらっていないよね。なかったね。今いろいろ意見があ

りました。政治倫理審査会とはこういうものだとかいった意見も、白井委員や副会長からもいろいろ話がありましたし、最終的には、今まで質疑した中で……

中島好人委員 改めて言いますけれども、やはり議会外の活動においては、自由が保障されているわけで、政治活動も自由が保障されているわけで、そういうところを政治倫理審査会が審査するのはそぐわないと思いますから、今までの審査内容を見ても、政治倫理条例の項目に値しないと。ほとんどが議会外のことで、街宣していた、結論的には、庁内の問題については、執行部との間できちんと契約を結んだ。あとは自由な政治活動が保障されているわけです。そこを議会が規制していくとか関与していくと。これは、政治倫理の対象にならないと判断しています。

恒松恵子委員 私も今まで協議をして事実を確認いたしました。現在は一部を除いて是正されているということ、例えば利益を授与するわけでもないし、1の疑惑とか、6の不正に行使となると、やはり該当しないと思っておりますが、ただし、「明るいまち」の記事につきましては、やはり広く配られたものですので、今後、謝罪とか訂正記事については、当事者同士で解決するのか、それとも政治倫理審査会、つまり議会の中で解決するのかが大きな課題ではないかなと思っております。やはり、これは品位と名誉というと、誰もが傷付けあって、議会が良い方向に行くとは思えませんので、これだけは少し保留して、その他はもう、現在、是正されている。ただ、街頭宣伝につきましては、いろいろな意見がありましたけれども、政治活動ということですので仕方ないと思いました。

森山喜久委員 1から6は第3条第1号違反であるということで、市民全体の代表者としての品位と名誉を保持しとなったときに、今はたしかに是正されたかもしれませんが、あくまでやってきたこと、特に立入禁止区域内への許可なき立入りをしていたこと自体は、やはり問題があるのかなと。その中で、言い方は悪いですけど、行政の情報かもしれませんが、個

人の情報かもしれませんが、その部署によっては、様々な情報がカウンターの中に、そして職員の机、パソコンのところに入っていて、そういったところに許可なく立ち入った行為自体は、疑惑を持たれる行為に該当するのではないかと思います。そして、他人の土地の無断使用について、議会がどこまで関わるのかという意見もあります。法令遵守の意識が軽かったのではないかという指摘もある中で、現在、該当地では街宣をしていないという話ではありますけれど、それ以外のところでは継続しているという状況であることも、法令遵守の意識が欠けている、その職務に関して疑惑的な部分もあるのではないかと考えています。

前田浩司委員 政治倫理条例を見ているんですけども、今回のこのケースについては、第3条第1号「市民の代表としての品位と名誉を保持し、その職務に関して疑惑を持たれる行為」とあります。今回、職務に関することがこの中ではそんなに多くないというのがまず気になるようになります。続いて、市民の代表で出ているということなので、品位の保持、政治倫理に反するような事実についてです。ここで相手の方は、疑惑を持たれるような行為がかなり件数的に多いという部分を触れておられます。最終的には、第2条第3項に、「議員は政治倫理に反するような事実、あるいは疑惑を持たれたときは、疑惑を解明し、責任を明らかにするように努めなければならない」という規定があるので、本人からの意見も必要になるのかなと思います。

森山喜久委員 今の前田委員の部分のを少し補足していくなれば、本人の説明責任については、文書だけ出されて、結局本人はどうであったのかというところも不透明なところが先ほどありましたよね。文書の中で書かれているけど、実際にはされていない状況です。説明責任を果たしてもらいたいというところがあります。そういったところも踏まえて適否という形にしていくほうがいいのではないかと思います。どうでしょうか。

中島好人委員 具体的な事実が現れて、これに対する説明責任を果たさなければ

ばいけない内容なのかどうか。それとの関係になると思います。多くの市民の中でそういった問題が疑惑とされて、解明のために説明すると。あれがああなった、あの人がこうだった、これはどうなったというところまで個人の説明責任を求める内容なのかどうか。社会問題として大きな問題となって、これはどうなのかというのなら、個人の説明責任は当然問われるだろうと思うけれども、こういう政治倫理に値しないような問題について、事細かく審査会が調べて説明を求めるみたいなことをここで決めて、本当にいいのかと。明るいまちはどうだって説明を求めることまでやっていいのかという内容なんです。すぐわないと思います。

森山喜久委員　今は、令和4年10月7日にあった政治倫理審査会の適否の関係、43ページにあった意見の真反対のことを中島委員は言われていて、自治会にあったこと、個人のこと、終わったこと、それでも疑惑を持たれているから説明責任を果たさなければいけないという話がありました。今この関係でいえば、今まで事実はあったとありますが、その部分で疑惑を持たれた104人の市民の方々に、その疑惑を晴らすための責任が果たされているかといったら、まだ、現在では果たされていないと認識しています。

中島好人委員　この間、8回の審議を通じて、十分果たしたんじゃないかなと思っています。

森山喜久委員　中島委員に対しての疑惑を言っているわけじゃないんです。あくまで山田議員に対してです。被審査議員対して、市議会議員の公職としての立場として、市民から疑惑を持たれたという項目が出てきています。その疑惑を持たれている点があるんだったら、責任を果たすためにも来られて、改めて抱えていることに対しての説明責任を果たして、それを踏まえてから適否としたほうがいいのではないかということです。

中島好人委員　僕は、この間の審査の中で、具体的に30項目やってきた中で、

一つずつ審議してきて、まだ不十分な点も少しあるけど、審査会として一定の結論というか一定のところまでは進めてきたので、会長がきちんと経過報告をしていける、個人の説明がなくても十分説明できる内容を8回の中で審査してきたと思うので、発言しました。それを丁寧に、回答していけばいいんじゃないかと思っています。

恒松恵子委員 たしかに今まで回数を重ねた審査会の中で、中島委員には非常に丁寧にお答えいただきましたが、やはり虚偽答弁とか本人の御意見とかも踏まえて、調査請求者に応えるためにも、本人からの意見聴取が必要でないかと思います。それに基づいて、政治倫理基準に違反するか違反しないか、被審査議員が山田議員になっていますので、ぜひ山田議員の説明も聞きたいと思います。

松尾数則会長 分かりました。それでは、山田議員は出席を断ると言っているんですけど、審査会で呼ぶという形じゃないと難しいかもしれません。おっしゃるとおり、基本的には山田議員に対する審査ですが、中島委員の意見もいろいろ聞きまして、そういった行為はあるよといった認識であったんですけど、ただ、それがどうしたと言った内容ですからね。

中島好人委員 なぜ、呼ばなきゃいけないのかという根拠がいまいち分からないんですよね。これを聞いているのは、全部あったということの中で、それが倫理条例に違反しているか違反していないかの判断だけじゃない。それを事実関係があったかなかったかで呼ぶのなら、そんなに意味がない。だから、やたら延ばそうとしているんですか。疑惑を持たれるとか、そのことが政治倫理条例に関連する内容なのかどうかということなんです。そこまで議会が踏み込んで、おかしいんじゃないかとか、虚偽の説明があったらおかしいんじゃないかとか、学校で街宣しよったらおかしいんじゃないのか、明るいまちはおかしいんじゃないのかというように、審査すること自体が政治倫理審査会の役割なんですか。市民から出たから、ある程度やっぱりそれに応えるために、一つずつ審査してきた

わけでしょう。その答えを持って、審査の中で明らかにしてきたと。今はこうなっていると。それでいいんじゃないかと思うんですけども、それ以上に、何か必要な点が、会長、ありますか。

松尾数則会長 そういった内容で答えられた場合に、例えば請求者にどのように答えるかは、少し難しいんじゃないかな。はい、暫時休憩。45分ぐらいから開始します。

午後3時41分 休憩

午後3時48分 再開

松尾数則会長 休憩を解きまして、審査を続行します。今までいろいろ審査をしてきた中で、中島委員からもいろいろ意見を聞きましたが、対象者は山田議員なんです。だから、山田議員を呼んで、今までの内容も確かめないといけないこともあるだろうし、その辺も踏まえて、1回山田議員に来てもらいたいなと思っているんですが、そういう流れでよろしいでしょうか。反対もあるでしょう。

白井健一郎委員 この1番から7番までは、事実があるということが確認されたわけですね。ということは、山田議員を呼ぶとしても、今までとは少し趣旨が違うと思うんです。そこをまず確認させてほしいです。1番から7番の事実確認で呼ぶわけではないですよ。それはもう終わったわけだから。

古豊和恵委員 事実確認、そうですけれども、それはあくまでも中島委員が答えられたこと、山田議員本人が答えられたわけじゃないじゃないですか。山田議員の口から答えられたことではないから、本人から聞くべきだと思います。

中島好人委員 良いほうじゃなくて悪いほう、全部あったということなんだから。これは事実と違いますと言うんじゃないんだから。あったと言うんだから、本人を呼んでそんなことを確認する必要があるのか、何の意味があるのか。あったで十分だから。そういう、この間の同じような項目もあって、その辺のところも事実確認ができておるわけですからね。あったという中でどう判断するかが問題になっているのに、いきなり会長が、山田議員を呼ぶとか、こういう理由でとか、ここを確かめるためにとか、そういうのも何もなしにやる。呼ぶ必要がある問題については、そうしましょうねというのが、前回、つまり第7回の中身なんですよ。

前田浩司委員 被審査議員からお預かりをしました書類の中の⑤の件ですけれども、明るいまちの記事については、不適當な記事があった場合は、当事者より申出を受け、必要な措置を講じるものであることを申し添えるものですという、ここが一番大事なポイントになるかと思います。やはり、調査請求者の方も、プライバシーの侵害、誹謗中傷、あるいは事実確認なりの記事掲載を多分重要視されていると思いますので、その部分は、この場でしっかり確認させていただきたいという意味で、これは第7条第4項、「審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め」という部分に触れて、山田議員の弁明の機会を用意していただきたいと求めます。

中村議会事務局次長 弁明という言葉が出たのでお伝えします。弁明は多分適否の後に行われるものです。それと、便覧をお持ちでしたら条例第2条第3項なんですけれど、議員の責務のことが書いてあります。読み上げますと、「議員は、政治倫理に反するような事実があるとの疑惑を持たれたときは、自らその疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならない。」とあります。この議員というのは、私は、対象議員のみならず、審査している議員、つまり審査会の委員のみならず、全議員のことを指していると解釈しています。となれば、議会の中の審査会で審査していて、山田議員に対して、第7条第4号に基づいて意見を

聞くというところを皆さんで話し合われていると思うんですけど、山田議員を呼ぼうとおっしゃっている方は、議会人として出てくるのが筋だという論調でされているという解釈ですか。そこが私には理解できなかったのです。皆さん、えらく第7条にこだわっていらっしゃいますけど、そもそも第2条にこういう記載があるので、これに基づいてということなんでしょうか。

松尾数則会長　そういう認識で皆さんよろしいわけですよ。

白井健一郎委員　先ほど前田委員が出された資料ですけど、私人間というか公的に場面に出さずにお互い納得するような形で、例えば、プライバシーの侵害があったと抗議して、私のほうが「申し訳ないことをした。だから、訂正記事を出しましょう」ということを言っているのではないのでしょうか。つまり、公的な政治倫理条例、政治倫理審査会でやるのではなくて、私的な場で解決しようと言っているのではないのでしょうか。どうですか。

前田浩司委員　私自身は山田議員が書かれている⑤について、要は私的にやっってくださいと求めているだけなので、特に政治倫理審査会に持ち込んで議論を進めていくことは考えておりません。一応、こう書かれているので、あとはお願いしますねという意味合いでしか考えておりません。

中島好人委員　明るいまちの記事の掲載云々について、こうあったからこうだとか、そういうのを本人が来てもらってどうなのかということが、政治倫理に反しているから説明してくれという内容になってしまうわけですよ。そうでしょう。⑤について、あとは指摘して、この事実がどうかっていうのを確かめたいと。そのために本人に来てもらいたいということだったら、明るいまちの記事云々について、政治倫理審査会に対象議員を呼んで、どうなのかってことが、本当に僕らの審査の内容に関わるのかどうか。政党機関誌が発行したいろいろな問題があるけれども、今

後もチェックしていくんですか。

前田浩司委員 政治倫理に違反しているということを進めていくわけではなくて、山田議員自身が書かれている内容に対して、こういうことが書かれていますけれども、これで進められるんですねというか、その辺の願いをするという意味合いになるんで、その後、政治倫理としてどうするか、こうするかという結論がくつついてくると思います。今回、市民の方からの調査請求については、やっぱり重く受け止める必要性があるということでは、先ほど中村次長から説明がありました「議員は疑惑を持たれたときは、疑惑を解明し」という部分に触れて、山田議員の出席を要請したいという意図です。

中島好人委員 だから、違反しているから……（発言する者あり）それは、第2条を持ち出しているわけでしょう。要するに政治倫理条例第2条を持ち出してきているわけでしょう。持ち出しているから、説明責任があるから、来て説明しろという話でしょう。だから、政治倫理条例に違反しているからでしょう。だから、疑惑を持たれておると。「明るいまち」の記事に疑惑が持たれているから、来て説明しろという話でしょう。これが、明るいまちの記事内容とか今後の方針とか、政党機関紙に対して政治倫理審査会で規制を求めるようになると、まさに下手すると何か憲法違反に通ずるようなものになってしまう。そうした自由な政治活動を議会が規制してしまう。来てもらって説明するということは、そういうことにつながっていくことになる危険性が十分あるんですよ。そう思いませんか。そんな簡単なもんじゃないんですよ。ただ来て、ちょっと説明してもらったらそれでいいんですよ、みたいな話じゃないんですよ。「明るいまち」の記事をここでどうこうするのは対象外の話だ。

恒松恵子委員 「明るいまち」にこだわらず、例えば虚偽答弁であるとか、意図的ではないと解釈しましたけれども、それを改めて、今まで確認した1から7まで全部尋ねるようなことは、委員としてそういうつもりはあ

りませんということを申し添えて、自ら疑惑を解明するという文言に基づきまして、出席いただけたらと考えております。

松尾数則会長 議論がいろいろかみ合わなくなっていますけれど、山田議員が出席して説明されるかどうかを含めて、そろそろ結論を出したいなと思います。

白井健一郎委員 おっしゃることは分かるんですが、中島委員が今日全部説明していただいたことっていうのは、山田議員を呼ぶ代わりに私が説明しますということで説明してもらったわけですから、それは一応全部手続終わった後に、呼んでどうですかともう一遍議論するのは不意打ちになるんじゃないでしょうか。

松尾数則会長 山田議員の件に関して、中島議員の説明を受けたのは、おっしゃった内容と少し違うような気がしますね。第2条にあるのは、説明を求めなければ、弁明の機会を与えなきゃならないというような形になって……（発言する者あり）ああ、違うか。

中島好人委員 今の状況で、山田議員を呼ぶというのは、山田議員が出席しないと行った⑤だけの関係ですよ。⑤、議員団ニュースに明るいまちの記載内容については、不適當な記事があった場合には、当事者により申出を受け、必要な処置を講じるものであることを申し添えるものです。という部分です。このためだけに呼ぶという話ですよ。それに対して、おかしいんじゃないかと反論したわけです。

森山喜久委員 「明るいまち」の記載とか議会運営委員会での虚偽答弁というのはたしかにそうなんですけど、先ほど私も質問したときに、他人の土地の無断使用を3月まではしていたが、4月以降はどうですかという話で、中島委員からは、該当地ではしていないという話がありました。でも、実際、本人自らが、していないのならばしていないと宣言する必要

があると思うんです。それ以外で、こっちのほうで、概略的にはしていないんだらうなという認識ではあるけど、それは確実に本人から聞いているわけではないというところを含めて、そういう無断使用は、今はしていないという確認とか、例えば、できていないのならできていないところがあれば、それを今後どうするかの確認は、本人に説明責任を果たしていただくためにも来ていただきたいと認識しています。

白井健一郎委員 4番の他人の土地の無断使用についてで指摘したと思うんですけれど、無断使用はどのような形態で、どういう場所で行っているかが非常に大きな問題となると。（発言する者あり）いやいや、それは呼ぶということを軽く考えているからそうなんですけど、呼ぶというのは本人にとってとても負担がかかることなので、抑制的に考えているのが私の立場なんです。

古豊和恵委員 先ほどから、中島委員が、僕が代わりに答えたと言われていきます。最初から、山田議員の代わりに答えていいですよ、全部答えます、それを審査会として認めますというのが、ありましたか。それもそんなに記憶になかったんですけれど、中島委員が、僕が答えます、僕が山田議員の代わりに答えます、市議団として。でも、やはり御本人が全部答えるべきことをこちらに議員団として出られている中島委員が答えただけのことであって、御本人が答えるべきことを、代わりに答えてそれで終わりですではないと思いますよ。

中島好人委員 何が問題視されているのか、それに対してどうなのか、事実関係なら、僕と山田君は同じですから、私が答えても別におかしいことはない。それで、基本的に土地の問題にしろ、こういう問題を、いわば公党の政治団体が政治活動を行っている問題について、議会が「あれはおかしい」とか、「これはどうなのか」とこういうところをチェックすること自体が、その事実確認云々とか今後どうするんかとか、そんな規制を張るような問題じゃないと。だから、政治倫理審査会の大きな項目に

値しないわけですよ。けれども、出たから一つ一つ解明して、8回にわたって審査してきた。呼ぶことに意義があるみたいな、呼ばなきゃいけないみたいな、先にもう決めているみたいになっている。これは政治活動の中の自由の問題で、あとは、どこでやっていたかというのは当事者との関係の問題です。ただ、庁舎での活動については、規則に基づいてきちんとやりましょう。こういうことが、審査されて明らかになると、これを会長がきちんとまとめて、こうだったと。それで何が問題なのか。これではいけないというんですか。何か問題があるんですか。よく分からない。

森山喜久委員 今、言われたように1番と3番の職員の勤務時間中の勧誘、配布、集金業務を行ったこと、立入禁止区域内への許可なき立入り、その分はこの4月から庁舎管理規則に基づいて申請して、許可をもってやっていますよという話で、やってきたのは認めるんですよ。それはもう全員認めていると思います。ただ、例えば4の他人の土地の無断使用というのは、数分でもいいから構わないというのが、3月まで考えていたけど、この4月から、例えば、山田議員が街宣行動するところに、一言声をかけて、許可をもらっているとか、そういう状況にしているのか、該当地では少しトラブルったからやめようというような是正をしたかどうかは、本人でないと分からないところがあると思います。そういうところを含めて、確認しないといけないところも出ていると思っているので、あくまでそういったところの説明責任を果たしていただきたいと思っています。

白井健一郎委員 4番の他人の土地の無断使用で、森山委員にお聞きしますが、無断使用があったということで、後で苦情とか出て、例えば、そこを使っている公党に対して苦情があったと。だから直さなくてはいけなとか考えられる、想定されると思っているんでしょうか。

森山喜久委員 実際、私自身、どこで街宣行動していますか、どこにしていま

すかというところまで調べる気もありませんし、調査する気もありません。ただ、他人の土地じゃないのかと疑惑を持たれた行為があって、その疑惑に対してどう返答するのかと。その中で、今は該当地では街宣をしていないと思いますよという話では、結局、回答にならないじゃないですか。

白井健一郎委員 無断使用じゃないといたら、許可を得たらいいとなって、ピンポンを鳴らして、今から日数分使わせてくださいという、ただそれだけでしょ。それをわざわざしてくださいというのを共産党に対して上から目線で教えることになるわけですが、それでもよいとお考えでしょうか。

森山喜久委員 いや、上から目線とかじゃなくて、そういうことをしなくても大丈夫なんですかという話が、今まで出てきた意見じゃないですか。そこで法令遵守の意識なのか、一般市民的なモラルなのか、議員としてのモラルなのかという議論が分かれると思いますが、そういった疑惑が全て晴れていると認識で、もう適否だと話を進めたいというのが、白井委員の言い方ですか。

白井健一郎委員 いや、私は4番を特段問題としていません。何回も言うように、無断使用の形態が問題となるのであって、ただ単に本当に文字どおり、許可なく誰かの土地の上で演説をしたことが違法かと言われれば、全然違法とは言えませんよ。もう少し細かい事実を語ってくださいと考えますね。

中島好人委員 例えば、敷地のロープを破って入ったなど、そういう無断使用、あるいは車が入れるところに入って、さっとやっていたらと。そういう活動に議会が関与するというか、こういうところまで事実確認をしたいと、今後は、許可を取ってやるんですかと。そんなことを確認するために来てもらうということになるんですか。

森山喜久委員　ですから、ほかの委員も言っているように、やはり一つ一つ疑義がある中での積み重ねの中で、それをトータル的に来られて説明したほうがいいと思います。説明していただきたいということです。

白井健一郎委員　トータル的ということは、もう一遍1番から7番まで質問することもありだということですか。

岡山明副会長　山田議員を呼ぶか呼ばないかの話ですね。白井委員の話は外れていると思うから、軌道修正しないといけないと思ったんです。土地の話について、中島委員からは、山田議員とも思いも共通しているから、山田議員に話を聞く必要はないと。でも、この土地に関しても、そういう街頭演説に関して、山田議員と中島委員は、それぞれ別個の土地でされていると思うんですよ。そういういきさつもあるから、極端な話、どこでやっているか、その辺の話も一つの参考として話を聞かないと、今後の審査において賛否を選択するとき、何だかんだ言っても第3条第1号の最初の部分が出てくるんですよ。「品位と名誉」というこの1行がある。この1行の部分でそれが該当するか、政治倫理基準に該当するかどうかを審査するのに、どうしても本人でないと、さっき古豊委員も言われたけど、本人の話を聞くと。本人という表現を何回もされているんですよ。山田議員の話を聞こうということで、中島委員の話を聞かないで、誰も思っていない、申し訳ないけど。あくまでも山田議員の話を聞くということがメインになってくるでしょう。こういう土地にしても。実際、自分がやっているんだから。

白井健一郎委員　そうしたら、その意見をなぜ今日の初めに言ってくれなかったんですか。全部、今日の茶碗返しじゃないですか。今日は何のために中島委員の話を聞いたんですか。山田議員の代わりに話してくれるからでしょう。その価値があると思ったからじゃないですか。

岡山明副会長 ちょっと待ってください。中島委員の話を聞いているんですよ。私たちは今回聞くのは、山田議員の話を聞くんですよ。中島委員の話を聞くつもりはないんですよ。それは、説明はされるけど、本人じゃないでしょ。中島委員は、中島委員です。山田議員じゃないでしょう。街宣にしても、別で行動しているんですよ。やはり、山田議員の行動形態の中で、どうなんですか。これが品位と名誉の部分に引っかかるかどうか、その辺も検討していかないといけないという意味です。

白井健一郎委員 品位と名誉とさっきからおっしゃいますが、これは変わるかもしれないでしょう。この文言が。さっきからそれを言っているんです。

岡山明副会長 いや、それは今後の例えば附帯決議じゃないけど……（発言する者あり）私はあくまでも、山田議員の話を聞かないといけないと。

中島好人委員 山田君と中島がどう思うとか、それ心理的な状況については違いがある。しかし、事実関係については、共通点はいっぱいあるわけですから、別に山田議員じゃないといけないということはないんですよ。政治活動は共にしているわけですから、いちいち、この場所で持ち主が誰で許可を得てというところは、今後は、それは政治活動として、当事者同士の話合いの中で行われるものであるから、それは許可を取らないとおかしいとじゃないかとかはあっても、議会がチェック、関与する問題ではないと。だから、これは山田君に聞かないといけない問題じゃない。これは共通している。こんなところまで、一々議会が、この審査内容にするために山田議員を呼ぼうというわけですか。こういうことだけで呼ぶのはおかしいです。

森山喜久委員 前回、前々回の繰り返しになりますが、当初はもうあくまで山田議員を呼ぶべきだと審査して、出席要請をすべきだと話をしたと思います。ただ、前回、文書が出てきて、出ませんという話がある中で、恒松委員が折衷案的なものを出されました。審査を進めていく中で、存否

の明らかになった点、不明な点、本人に聞かないと分からない点が出てきたときに改めて呼ぶということで、今回やりましょうということになったと思います。あくまで、事実確認として、中島委員が説明したところで分かったところもあると。ただ、先ほどの何点か各委員が言ったように、不明な点というところがある。それは本人に聞かないと明らかにならない、疑惑のままになっているところが出てきているから、呼ぶべきだと言っているわけです。

中島好人委員 今、言っている不明な点というのを具体的に指摘していただければと思います。だから、文書で要請するわけでしょう。その辺が全委員の意思統一がされているのかどうか。これとこれが不明だから、本人じゃないと分からないから、出席を求めますとなるわけでしょう。それは何か。惜しまずに何回も言ってもらったらいんじゃないですか。

松尾数則会長 政治倫理条例第2条第3項によりますと、政治倫理条例に反するような事実があると疑惑を持たれているわけです、山田議員は。自らその疑惑を解明し、その責任を明らかにするように努めなければならないんです。そういうこともあって、山田議員の話になっているわけです。

白井健一郎委員 会長は、先ほど事務局から出た第2条第3項の解釈に立っていないってことですね。

松尾数則会長 乗っているでしょう。

白井健一郎委員 いや、それは自らっていうのは、議会全員が自らと先ほどおっしゃいましたよね、事務局は。でも今、山田議員はと言いましたよね。でも、山田議員は自らと言いましたよね。

松尾数則会長 山田議員が対象者ですから、山田議員と言ったんです。

白井健一郎委員　だから、事務局の解釈に乗るんですか。乗らないんですか。
それをはっきりしてください。

松尾数則会長　事務局、すみません、もう1回言ってください。

中村議会事務局次長　読んだとおりなんですけど、そんなに難しい文言ではないと思います。主語が議員はとなっていますので、まず議会ではないということです。この議員はとなっているのは、対象議員でもないと思うので、向けられた方もそうでしょうし、審査会にいらっしゃる議員もそうでしょうし、審査会外の議員もそうなんだと思うんです。議員自らという言い方になっているので、どの議員も対象と私は解釈しています。

白井健一郎委員　今の事務局の解釈に乗るならば、政倫審の審査会のメンバー以外の全ての議員がその疑惑をくつ返さなくてはいけないということに関心を持ち、行動を起こすべきだと言っているんですよ。だから、第2条第3項を前提として、我々が動かなくてはいけないということにはなりませんよね。

松尾数則会長　基本的にはなりません。山田議員が、そういった形での第3条第2項に該当するような疑惑を持たれたということで104人からの意見書がついて出てきたわけです。その内容について、自らその疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならないとなっているわけです。だから、基本的には僕は山田議員が対象にと考えています。

恒松恵子委員　議員を呼ぶのは審査会の責任ですから、会長と副会長で今日の審議内容をもって、本人でなければ分からない事実を精査していただいて、私どもに提示された上で、山田議員をお呼びするときの書面に記載されてはどうかと思います。

中島好人委員　疑惑が本当に政治倫理条例に値するような重大な疑惑が持たれ

ているというなら別ですよ。そうじゃないわけでしょ。「明るいまち」とか街宣しよったとか、そんなところに重大な疑惑が持たれているなんて政治倫理に値するような疑惑じゃないわけ。それなのに、疑惑を持たれているから説明しないとイケない。こんなおかしい話はないと。対象外だから呼ぶ必要はないでしょう。だから、今までの審査で明らかになったことをきちんとして、そういう問題については当事者同士の問題であるとか、結論づけていいんじゃないかと。何で山田を呼ぶことに固執するのか。それほど重要な疑惑を持たれる意味が分かりません。市民生活に議会の疑惑を持たれる内容なのか。

白井健一郎委員 大分時間を遡らなくてはいけないんですけど、古豊委員が私的利益の話をしてしまったけど、私が理解する私的利益とは、お金をポケットに入れること、政治家として許されない状態を政治倫理というと思っているんですが、どうですか。

古豊和恵委員 私は私的に利益を得るだけではなくて、共産党議員団として新聞を売って利益を得たわけじゃないですか。それによって収入は全く得ないんですか。そこをお聞きしたいです。

中島好人委員 そのことで、全く答える必要ない。こんな馬鹿みたいなことを答える必要ない。議員の権限というか、そういう購読の自由、あとは政治活動の自由とか、購読、勧誘の自由、そういうのを否定することになる。そのことによって利益を得るから、政治活動を規制することになる。そういうことを言うこと自体が、そこまで言うとなあなたの名誉に関わるから言わないですけど、そういうことは全く質的に違うんです。利益を被るものではありませんと何回も言っている。

森山喜久委員 今のは個人的な利益の追求の話になっているので、団体利益とは異なるので、不適當なところは修正を本人が求めておいたほうがいいかもしれない。もし、言い過ぎたことがあればです。ただ、どうするか

というのはあるんですけど、一旦休憩しませんか。

松尾数則会長 暫時休憩。30分まで。

午後4時28分 休憩

午後4時34分 再開

松尾数則会長 休憩を解きまして、審査を続行します。

古豊和恵委員 先ほど私の発言の中で、不適切な発言がございました。会長、副会長、精査の上、削除しておいてください。よろしくお願いします。

松尾数則会長 はい、分かりました。副会長と相談しまして、そのところは、基本的にきちんとした形で精査したいと思います。それでは、今までずっといろいろな話をしてきましたし、私からも申し上げておりますように第2条第3項により、山田議員を本審査会に招致したいと思いますけれども、皆さんに異議もありますので、採決したいと思います。山田議員を本審査会に参考人として招致することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

松尾数則会長 賛成多数でありますので、山田議員を招致したいと思います。その辺の山田議員の時間等もありますので、また改めて日にちをいつにするかも含めて、皆様に連絡をしたいと思います。今日はどうも政治倫理審査会は以上で終わりますので、お疲れさまでした。

午後4時35分 散会

令和5年（2023年）11月17日

政治倫理審査会長 松尾 数則